

香川県報



号外

平成 15 年

8 月 8 日（金曜日）

高松市錦町二丁目四番二一号

右申立代理人弁護士 生田 暉 雄

右審査申立人から、平成十五年六月十日付けで提起された平成十五年四月十三日執行の高松市を合併対象市町村とする合併協議会設置協議についての投票における投票の結果の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての要旨

審査申立人（以下「申立人」という。）は、平成十五年四月十三日執行の高松市を合併対象市町村とする合併協議会設置協議についての投票（以下「本件投票」という。）における投票の結果の効力について、同年四月二十一日香川町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）に対し異議の申出をしたところ、町委員会は同年五月二十一日この異議の申出を棄却する旨の決定をした。

申立人は、この決定を不服として、当委員会に対し、町委員会の決定を取り消し、本件投票における賛成の投票が過半数に達しなかつたとの裁決を求めるといふものである。

その理由とするところは、審査申立書、反論書及び申立人の口頭意見陳述の結果を要約すれば、次のとおりである。

一 市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号。以下「合併特例法」という。）に公職選挙法（昭和二十五年法律第九号。以下「公選法」という。）が「準用」されるといふことは、合併特例法の趣旨を生かした決定が行われ、それに従った開示がなされなければならない。開披点検結果の公表だけでは不十分で、どのような無効票があり、それをどのような処理の仕方をしたか、無効票のすべてをその処理の仕方とともに開示すべきである。

二 合併特例法による本件投票の場合は、個人の選挙ではなく、「賛成」か「反対」かを問題にするものであって、仮に他事記載があつても「賛成」ないし「反対」と読み取れる以上、選挙人の意思を最大限尊重して「賛成」ないし「反対」を決すべきであり、町委員会の決定は公職選挙法の準用の趣旨を十分理解していない欠陥を有する。したがつて、「**反対**」や「**反対**」を無効とした町委員会の判断は間違いで、**反対**の意思が読み取れるので、有効票とすべきである。

目 次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

○ 選挙管理委員会告示
○ 平成十五年四月十三日執行の高松市を合併対象市町村とする合併協議会設置協議についての投票における投票の結果の効力に関する審査の申立てに対する裁決の要旨

選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第六十九号

平成十五年六月十日付けで香川郡香川町大字川東上一四五一番地三の影山文雄他二十七名から提起された平成十五年四月十三日執行の高松市を合併対象市町村とする合併協議会設置協議についての投票における投票の結果の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、平成十五年八月八日次のとおり裁決したので、市町村の合併の特例に関する法律第四条の第三十二項の規定により準用される公職選挙法第二百五条の規定により告示する。

平成十五年八月八日

裁 決 書

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

香川郡香川町大字川東上一四五一番地三

審査申立人総代 影 山 文 雄

香川郡香川町大字川東下二八番地四

審査申立人総代 森 信 行

香川郡香川町大字川東上二〇七一番地一

審査申立人総代 山 田 文 雄

三 無効票二三四票の中から反対と記載されている約八六票中開披点検後九票が有効に、賛成と記載されている票約三六票中開披点検後十四票が有効になっているが、反対の無効票中の区切点表示のあるものが一票も有効にされていない。

四 開披点検において、当初の開票時の無効票二三四票中二三票が有効票に、有効票中九票が無効票に投票の効力の決定を変更したことは、当初の開票事務が杜撰であったことによるもので、開披点検の結果についても信用できない。

五 四月十三日の開票に当たっては、選管委員四名のうち二名のみの出席で、二名については出席案内もしておらず、審査決定に影響があったと考えられる。

六 住民投票開票途中の集計発表は最終段階まで同数であったが、立会人の説明によると、実際には賛否の票が偏った開票状態にあった。反対票一五〇〇票、賛成票五八〇〇票の時点で立会人の机の上には未処理の票は一票も確認していない。票の操作がなされた可能性がある。

裁 決 の 理 由

当委員会は、この審査の申立てを受理し、町委員会に対して弁明書の提出を求め、申立人から反論書を徴したうえ、申立人の口頭による意見を聴取するとともに、町委員会が保管する本件投票の全投票の提出を求め、職権で開披点検を行い、慎重に審理した。

前記審査申立理由一については、本件投票が合併特例法第四条の第三十二項の規定に基づき、公選法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用して行われたものであり、公選法においては、選挙人の自由な投票を制約しないため、無記名秘密投票制度がとられていることから、有効、無効にかかわらず、すべての投票を開示することはできず、本件審査申立の裁決に当たって、裁決の内容として必要な限度において示すものである。

次に、前記審査申立理由四ないし六については、申立人の口頭による意見聴取により、町委員会の開披点検結果が杜撰であり、町委員会が行った投票の開披点検結果が信用できないとの主張の一環であって、投票無効を申し立てる趣旨ではないことが確認された。よって、当委員会は、投票の開披点検を厳正に行い、その結果に基づき、本件審査申立の裁決を行うものである。

一 投票の開披点検に当たっては、賛成、反対それぞれの有効投票とされた投票の中に他方の有効投票とすべき投票の混入がないか、有効投票とされた投票の中に無効とすべき投票の混入がないか及び無効投票とされた投票の中に有効投票とすべき投票の混入はな

いかという点に重点を置いて点検を行い、その結果は、次のとおりである。

・ 本件投票における賛成、反対別の得票数及び無効投票数についての選挙会の決定は、選挙録記載のとおりであることを確認した。

・ 賛成、反対それぞれの有効投票の中に、他方の有効投票とすべき投票の混入は認められなかった。

・ 投票の記載を検討した結果、当委員会が本件投票における投票の結果の判定に異動を生じることがあり、検討を要すると認められた投票は別記一ないし七六のとおりである。

二 以下、別記一ないし七六の投票の効力について検討を行う。

本件投票の効力の決定に当たっては、合併特例法において準用される公選法第六十八条第一項第一号、第四号、第六号（ただし書を除く）、第七号及び第八号の規定に基づき、厳正に審査を行ったところであるが、投票の効力の決定に当たっては、公選法第六十七条後段の規定により、公選法第六十八条（無効投票）の規定に反しない限り、「投票の記載から選挙人の意思が判断できるときは、できる限りその投票を有効とするよう解すべきである」とされている。これは、本件投票においても同様であり、このような観点からそれぞれの投票の効力を判断する。

(1) 別記一ないし三

公選法第六十八条第一項第八号の準用により、賛否を確認し難いものは無効投票とされているが、記載された文字が正確でない場合については、「投票に記載された文字に誤字、脱字や明確を欠く点があり、投票の記載が候補者の氏名と一致しない場合であっても、その記載された文字を全体的に考察することによって選挙人がどの候補者に投票する意思をもって投票したかを判断し得るときには、右投票を当該候補者に対する有効投票と認めるのが相当である。（昭四九、十二、二三 最高裁判決）」とされている。

別記一は、「サントイ」と記載されている。当該投票は、町委員会においては、賛成の有効投票とされていたものではあるが、サンセイ、ハントイの何れとも一文字が合致しておらず、また、字形及び音感においても類似性に乏しく、記載不完全な投票であり、賛否の何れを記載したか確認し難いことから、無効投票と解するのが相当である。

別記二は、「参政」と記載されており、当該投票については、さんせいと明らかに読むことができること及び投票者の投票意思にまじめさを欠き、または投票者の何人を知らせる等の意図を示すものであるとも考えられないことから、賛成に投票する意思で記載した有効投票と解すべきである。

別記三は、拙劣な文字であるが、一文字目は、賛と記載しようとして、「ナ」の形となり、二文字目は「成」を「正」と誤記したものと解するのが相当であり、賛成の有効投票と認められる。

(2) 別記四ないし三三の投票の効力について

公選法第六十八条第一項第六号により、賛否のほか他事を記載したものは無効投票とされているが、この他事記載とは、「符号、暗号等これによりその投票をした選挙人の何人であるかを推知させる意識的記載であって、しかもこれが明白な場合を指すものというべく、単に氏名の誤記、書き損じ、余り字、これらの抹消、不完全な記載、誤って不用意に、あるいは、習慣性のものでして無意識に記載された句読点等はいずれも意識的なものと認められない(昭六三、六、三〇 仙台高裁判決)」とされている。

別記四及び五の投票は、それぞれ「不さんせい」及び「大さんせい」と記載されている。確かにこれらの投票は、それぞれ「不」及び「大」の文字を「さんせい」の文字に付したものであって、単に賛成、反対の文字を記載したものではない。しかしながら、これらの文字を付した投票は、それぞれ、選挙人の「反対」又は「賛成」の意思を明確に示すのみであり、それ以外の意思を当該投票に付加するものではない。よって、これらの投票は、賛否のほかに他事を記載したものととして無効と判断することはできず、有効投票と認められる。

別記六の投票については、「是賛成」と記載されている。当該投票は、「是」という文字を「賛成」に付したものであるが、「是」は、「正しい」、「よい」又は事物を指し示す「これ」を意味しており、いずれの意味であっても本件投票の対象である合併協議会設置に対して選挙人の賛意を表したにすぎないものと考えられる。よって、当該投票についても有効投票と認められる。

別記七ないし十六は、それぞれ「合併賛成」、「合併さんせい」、「合併さんせい」、「ガッペイサンセイ」、「合へいさんせい」、「合併反対」、「合併反タイ」

と記載されている。このうち、別記十三については、「合へい」の誤記と認められ、これらはすべて「合併」の文字を「賛成」又は「反対」に付したものと見える。確かに本件投票は合併協議会設置の是非を問うものであって、直接、合併そのものの是非を問うものではないが、そうであるからといって、ただちに有意的他事記載であると判断することはあまりに形式的であって、投票の記載から選挙人の意思が判断できるか、賛成、反対以外の有意的他事記載であるかについて検討すべきである。このような観点からこれらの投票について見ると、合併協議会設置のための住民投票制度自体が新しい制度であり、その意味が広く理解されているとまでは言えないこと及び合併協議会は合併に向けての協議を行う組織であることから、「合併賛成・反対」は合併協議会の設置について賛成又は反対の意思を明示したものと理解できる。よって、これらの投票は、有効投票であると認められる。

別記十七ないし二四は、「賛成(さんせい)」、「賛成(サンセイ)」、「反対(はんたい)」と記載されている。これらの投票は、いずれも賛成又は反対とともに、その振仮名を併せて記載したものである。括弧付きの振仮名については、「振仮名に付された括弧は振仮名であることを示すためのもので有意的他事記載にあたらぬ(昭五五、九、三〇 最高裁判決)」とされており、これらの投票は有効投票と認められる。

別記二五及び二六は、それぞれ「はんたい(反対)」及び「ハンタイ(反対)」と記載されており、振仮名ではなく漢字に括弧が付されたものであるが、二重に反対の意味の文言を記載したために、後から記載したものに括弧を付したに過ぎず、これをもって有意的他事記載であるといふことはできない。よってこれらの投票は有効投票と認められる。

別記二七は、「(不賛成)反対」と記載されている。「不賛成」については、すでに有効投票と認められたところであり、これを言い換えた「反対」を括弧を付して書き加えたからといって有意的他事記載にあたるまでは言えず、当該投票は、有効投票と認められる。

別記二八は、「反たい(ぜったいに)」と記載されている。「(ぜったいに)」が有意的他事記載にあたるかについてであるが、投票の効力判定に当たっては、法第六十八条(無効投票)の規定に反しない限り、投票の記載から選挙人の意思が判断でき

るときは、できる限りその投票を有効とするよう解すべきであるとされている。この観点に立つて当該投票を見ると、「ぜったいに」という文言は、その後にく動詞や名詞の意味を強める副詞であつて、それ以外の意味は有していない。当該投票においては、通常、「反対」の前に記載すべき「ぜったいに」を後ろに記載したため、括弧を付したものの考えられ、選挙人の強い反対の意思のみを表示したものであることから、有意の他事記載にあたるまでは考えられず、有効投票と解すべきである。

別記二九は、「タノ／＼はんたい」と記載されている。当該投票に記載された文字は全体的に稚拙であり、「タノ／＼」の部分は、「反対」と記入しようとして「対」の文字の途中で記載を中止し、新たに平仮名で「はんたい」と記載したものと考えられる。このような場合、「字体不明のため左側に書き直したる原文字は他事記入に非ず。」(大七、二、十五行)とされており、当該投票についても、有意の他事記載とは認められず、有効投票と解することが相当である。

別記三〇は、投票用紙の欄内に「反対」と記載した以外に、欄内左半分程度の位置から欄外にかけて濃淡のある曲線を多数落書きしているものである。当該投票を詳細に点検すると、「反対」の文字はしっかりとした筆跡で記入されているとともに、多数の曲線は、濃淡、向き、線の震え方等様々であつて、誤つて記載した何かを抹消する趣旨で記載されたとは到底認められない。よつて、当該投票は、有意の他事記載のあるものとして無効投票と解すべきである。

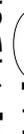
別記三一は、「ハンタイハ」と記載されている。「ハンタイハ」という文言それ自体は選挙人の賛否の意思を表すものではなく、また、当該投票中「ハンタイ」の下に記載された「ハ」についても、賛否のいずれかを示すものではない。よつて、賛成、反対以外の何ら記載する必要のない文字を書き加えた当該投票は、有意の他事記載のある無効投票であると認められる。

別記三二は、「香川町にメリットがな 反対」と記載されている。当該投票においては、確かに、「香川町にメリットがな」の部分が抹消されてはいるが、「の抹消は無意識的な書損または意思の変更による訂正ではなく、故意に記載された投票人の意見を抹消したものであり、他事記載のあるものとして無効投票と解することが相当である。

別記三三は、「 反対」と記載されている。投票人が一旦自己の氏名を記

載したのち、これを抹消し、再び賛否を記載したものと認められるが、それが何人の投票であるかが推知されることにより、無記名秘密投票制度に反するものであり、判例においても、「他事を記載したる投票を無効と為したるは、選挙人の氏名を並記したる投票をも包含しむる趣旨なりと解することを相当なりとす」(大九、民判例集一九五五頁)とされており、他事記載のあるものとして無効投票と解するのが相当である。

(3) 別記三四ないし七六

これらの投票は、賛成又は反対を意味する文字以外に「」、「」、「」、「」、「」を記載しているか、もしくは、賛成又は反対を意味する文字を「」で囲んだものである。候補者の氏名を記載する選挙においては、他事記載について、「投票になんら記載する必要がないことが記載してある投票は、現行制度の下においては、選挙人のこれを記載した意思の判定は極めて困難で、個別的なせんさくは制度的にも制限を加えざるを得ない。(中略)これは、選挙の公正を害するおそれが多く、しかも、これを無効としても、選挙人の正当な選挙権の行使を不当に制限することとなるおそれが比較的少ないもので、投票の秘密保持、選挙の公正確保の要求が制度的にも原則として優位を是認さるべき事項である。それゆえ、このような記載は、投票者の意図如何は明らかでなくとも、それが無意識的なものでなく、ともかくも書くことにつき意識あつて記載したものである」といふべき限りは、原則として事項の大小などを問わず、一般的に選挙の公正を害するおそれがあるものとして無効とされなければならない。(昭三五、三、二四 高松高裁判決)とされている。

通常の選挙が候補者の氏名を記載するものであるのに対して、自書式を採用する住民投票においては、賛否という投票者の意思を記載することとされており、賛否とは、単に賛成、反対という特定の文言だけを意味するものではない。さらに、住民投票の趣旨は、特定の政策課題等について、住民の意見を幅広く聴取しようとするものであり、そのためには、記載内容全体から判断して投票人の賛成又は反対の意思が明確に確認されるかぎり、有効投票と解すべきである。このような観点からこれらの投票について検討すると、別記三四ないし四〇は賛成を意味する文字に「」、「」、「」又は「」が付されたもの、別記四一ないし五八は、賛成又は反対を意味する文字を「」で囲んだもの、別記五九ないし七五は賛成又は反対を意味する文字に「」

が付されたもの、別記七六は「反対」と記載されたものであるが、いずれも投票人の賛成又は反対の意思が明確に判断できる投票であり、住民投票の趣旨に鑑みてこれらについても有効投票と認める。

なお、町委員会においては、別記三六及び別記四〇を除いてこのような投票を公選法第六十八条第一項第六号の準用により、無効投票と判断しているところである。

三 審査申立理由三について

申立人は、前記申立理由三において、反対の無効票中の区切点表示のあるものが一票も有効にされておらず、票の操作を疑う旨主張しているが、当委員会で開被点検を行い確認したところ、無効票中、「反対」と記載されたものについては、町委員会が異議申立てに係る決定において、すでに有効投票と判断したとおりであることと、「反対」と記載された投票は、有効投票とされた票中には存在したが、無効投票中には存在しないことを確認した。

四 以上の結果、本件投票における賛成の得票数は、六一八二票、反対の得票数は、六一六六票となり、賛成、反対の有効投票及び無効投票の票数に異動はあるものの、投票の結果に異動を生じることはない。したがって、本件投票結果を無効とする申立人の主張には理由がなく、町委員会が申立人による異議の申出を棄却したのは結論において正当である。

よって、当委員会は主文のとおり裁決する。

平成十五年八月八日

香川県選挙管理委員会委員長 大林 一友

別記一



別記一



別記三



別記四



別記五

大さしせい

別記六

是 賛成

別記七

今の併 賛成

別記八

合併 賛成

別記九

合併賛成

別記十

合併
七、八、九、
せい

別記十一

合併せんせい

別記十二

カツパイせんせい

別記十三

合入せんせい

別記十四

合併反対

別記十五

合併反対

別記十六

合併反対

別記十七

賛成(さんせい)

別記十八

賛成(さんせい)

別記十九

賛成(さんせい)

別記二〇

賛成(さんせい)

別記二一

賛成(さんせい)

別記二二

賛成(さんせい)

別記三

賛成 (廿二セウ)

別記四

反対 (ほんたい)

別記五

ほんたい (反対)

別記六

ハニタイ (反対)

別記七

(不賛成) 反対

別記八

反対 (セウタイ)

別記一九

ハニタノ人

別記三〇

反對

別記三一

ハニタノ人

別記三二

反對

別記三三

反對

別記三四

賛成

別記三五

〇
サ
ン
セ
イ
〇

別記三六

〇
サ
ン
セ
イ
〇

別記三七

サ
ン
セ
イ
〇

別記三八

サ
ン
セ
イ
〇

別記三九

サ
ン
セ
イ
〇

別記四〇

〇
サ
ン
セ
イ
〇

別記四一

賛成

別記四二

賛成

別記四三

賛成

別記四四

賛成

別記四五

賛成

別記四六

賛成

別記四七

賛成

別記四八

賛成

別記四九

賛成
さんせい

別記五〇

反対

別記五一

反対

別記五二

反対

別記五三

反 対

別記五四

反 対

別記五五

反 対

別記五六

反 対

別記五七

反 対

別記五八

反 対

別記五九

賛成！！

別記六〇

賛成！！

別記六一

賛成！

別記六二

賛成！

別記六三

賛成！

別記六四

賛成！

別記六五

夫夫
貝
成
▲
●

別記六六

賛
成
だ
!!

別記六七

反
対
▽
○

別記六八

反
対
!

別記六九

反
対
!

別記七〇

は
ん
た
い
!

別記七一

反対!!

別記七二

反対!!!

別記七三

反対!!

別記七四

反対!!

別記七五

反対します、

別記七六

反対

平成十五年八月八日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています